

各部署の現状と今後の展望

製品認証センター 認証部

1. はじめに

1949年に制定された工業標準化法は、2004年6月に基本的仕組みを大幅に変更する改正が行われ、それに伴い2005年10月1日にはJISマーク表示制度も国が指定した機関が認定する制度から、国際的な基準（ISO/IEC17065）に基づいて国の登録を受けた認証機関（以下、登録認証機関と記す。）が認証する制度に改正された。当センターは2005年10月3日付で登録認証機関として国に登録され、新しい制度の下で製品認証業務を開始した。

2019年7月には工業標準化法が改正されて産業標準化法となり、製品及び加工技術を対象としていたJISマーク表示制度が、サービスやデータの分野にも拡大されるとともに、不適合等に対する措置や審査員登録の要件が厳格化された。

この改正を機に、当部の名称を工業標準部から認証部に改め、現在では大阪市内に審査課及び登録課を、東京都内に審査課（東京）を置き、業務に当たっている。なお、当センターは1センター1部の組織体制で運営している。

2. 製品認証業務の推移

2.1 認証件数

現在、国から登録を受けている認証機関は22機関（国内19機関、海外3機関）であり、認証件数の総数は8,072件となっている。そのうち、当センターの認証件数は2,245件（全体の約28%）であり、全認証機関中最多となっている（いずれも2024年2月末現在）。

当センターの認証件数は2008年の3,221件をピークに現在も漸減傾向にある（図-1参照）。これは生コンクリート業界の構造改革事業による工場の集約化や事業廃

止による認証辞退が主たる原因である。

なお、当センターでは認証業務開始当初より生コンクリートの認証が最も多く、プレキャストコンクリート（PCa）製品と合わせ、コンクリート系の認証が全体の約90%を占めている。

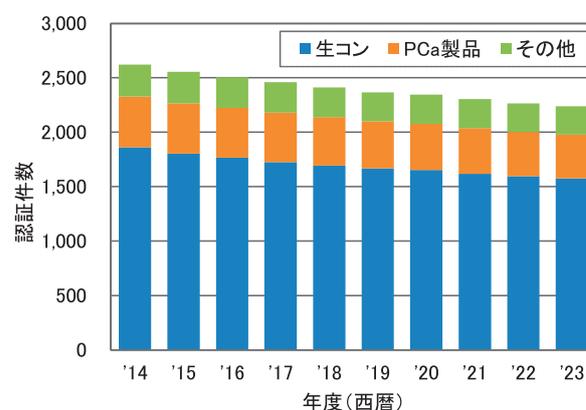


図-1 認証件数の推移

2.2 審査件数

業務の主体は3年に1回以上の頻度で行う定期審査の他、初めて認証を取得する際に行う初回審査、工場の品質管理体制の変更時に行う臨時審査である。

審査件数の大半が定期審査であり認証件数の漸減に伴い減少傾向にある。また、臨時審査はJIS改正に伴う認証範囲の拡大やプラントのスクラップ&ビルドによるものが多く、年間約100件程度で推移している（図-2参照）。

なお、2020年から2021年にかけて新型コロナウイルスの流行により、多い地域では4回にわたって緊急事態宣言が発令され、発令中は原則、審査を延期した。

2.3 収益

2023年度の収益を基準とした年度別収益比率を図-3

に示す。

収益の大半は、定期審査手数料と年間登録認証維持料であり、認証件数の漸減傾向により収益も同様の傾向（手数料を改定した2023年度は除く）にある。手数料については10年以上にわたり据え置いていたが、後述するJIS認証定期セミナーの内容充実、クラウドコンピューティングを活用した申請・変更手続、リモート審査等、認証工場の利便性向上のためのサービスに努めてきた。これらのサービスを維持しつつ、審査品質の向上を図るため、2023年4月に手数料の改定を行い、業務基盤の強化を図った。これは認証工場のご理解とご協力によるところが大きい。

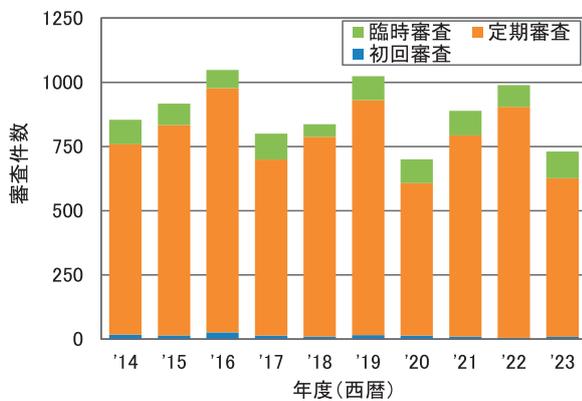


図-2 審査件数の推移

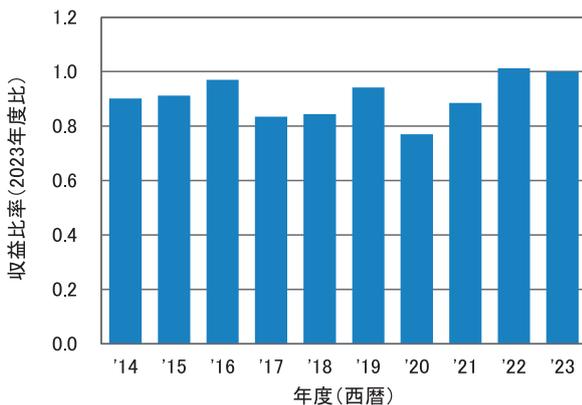


図-3 2023年度に対する収益比の推移

3. 新しい取り組み

3.1 申請・変更届システム (GJ-CAS)

JIS認証工場は、関連省令で定められた定期審査の受審や、品質管理体制を変更する際の届出が義務付けられている。

当センターの場合、定期審査の申請に際しては申請書及び添付書類に加え社内規格一式を、また、品質管理体

制の変更の際には変更する社内規格を提出するよう求めており、紙面での申請や変更届に対して、その内容を精査し、回答書を郵送してきた。

これらの手続きの合理化・迅速化を図るため、クラウドコンピューティングを活用した申請・変更届システム (GBRC JIS-Cloud computing Application System, 略称: GJ-CAS) を構築し、2019年1月に運用を開始した。

GJ-CASは、認証工場が定める社内規格の内容をシステム上のフォームに入力して申請し、その後は申請内容に変更が生じる際に認証工場が入力内容を修正することで変更届の手続きが執られる仕組みとなっている (図-4参照)。



図-4 GJ-CASのイメージ

一部の押印書面の提出は残るものの、GJ-CASの利用により申請・届出の手続きから紙媒体が大幅に削減される等、認証工場は次のメリットを享受できる。

- ① 申請や届出に伴う印刷費用、郵送費用、人件費等の削減。
- ② 認証工場からの届出、当センターからの回答に要する時間の短縮。
- ③ システム内に申請や変更の履歴が保管され、いつでも閲覧できる等。

2024年2月末において全認証工場の96%に利用されており、2025年度までに全認証工場が従来の紙面での申請から当システムへ移行する計画である (図-5参照)。

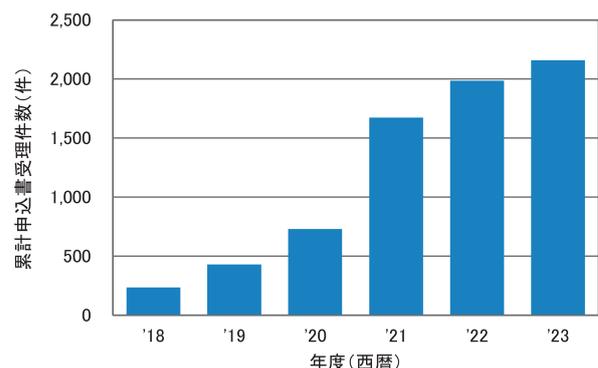


図-5 GJ-CASの利用状況

3.2 リモート審査

2020年は新型コロナウイルスの世界的な流行により、海外への渡航制限等の措置が執られ、審査員が現地へ赴けない状況が生じた。このような中、JIS登録認証機関協議会が2021年1月にWeb会議システムを活用した工場審査（以下、リモート審査と記す。）要領を制定し、各登録認証機関が海外を中心にリモート審査を開始した。当センターにおいても2024年2月末までに海外12件、国内10件のリモート審査実績がある。なお、登録認証機関協議会は、JISマーク表示制度の信頼性、公平性、統一性の確保を図り、JISの普及・発展に貢献することを目的とした全登録認証機関で組織する会議体である（略称：JISCBA）。

3.3 JIS認証定期セミナー

2008年度から当センターが認証している工場を対象に、申請手続きの方法等についてJIS認証定期セミナーで説明してきた。2013年度からは内容を刷新し、認証審査における指摘事項の紹介や、品質管理のポイント、JIS改正動向等を中心に紹介し好評を得ており、参加人数も増加した（図-6参照）。

また、2019年度までは全国10数か所で集合形式により実施していたが、2020年度以降はオンデマンド配信形式で実施しており、配信期間中はいつでも聴講ができる。

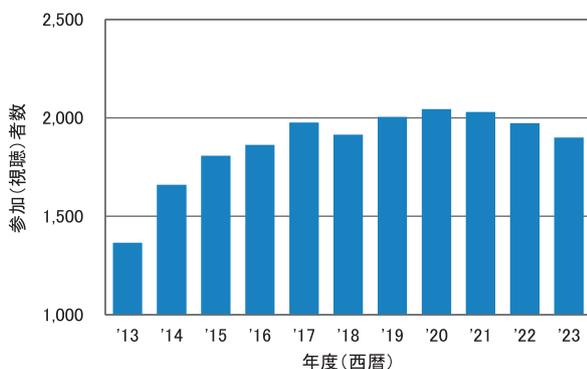


図-6 定期セミナー参加者の推移

認証工場の品質管理体制の維持・向上のためにも今後も継続的にセミナーを開催し有益な情報を提供するとともに、認証工場とのコミュニケーション強化に努めたい。

4. 今後の取り組み

当法人では、2030年までの新たな長期経営計画「GBRCビジョン2030」および具体的な行動計画「GBRCアクションプラン2030」を2022年4月に策定した。当センターの主な取り組みを以下に紹介する。

4.1 工場審査の完全電子化

GJ-CASの導入により、申請・届出の手続きについては電子化が図れた。次のステップとして、工場審査の電子化（紙媒体を大幅に無くし、クラウドシステムと電子端末を活用した審査）を促進するため、実施手順の策定や必要なハード（端末、通信機器等）の整備、審査員への教育訓練を実施しているところであり、2025年度には工場審査の電子化を開始する予定である。これにより、印刷物削減や審査の迅速化が進むとともに、工場審査の際に多くの書類を持参する必要がなくなることで、審査員の負担軽減、及び情報漏洩リスク低減にも効果が期待できる。

4.2 事業継続のための審査員の確保

認証事業継続のための資源として審査員を安定的に確保することは重要なテーマと考える。現在、内部審査員（当法人職員）25名、外部審査員（業務委託契約者）27名で審査に当たっている。外部審査員については全国の認証工場に近い地域に居住する人材を採用することで、認証工場が負担する審査旅費の軽減に繋がる。また、地域事情に明るいことは審査を実施する上で有益である。このような地域密着型の審査を今後も継続するため、多方面への協力も仰ぎながら審査員の確保に努めている。

4.3 新規顧客の獲得

新規顧客獲得の活動として、センターの業務の特徴や提供するサービスの概要、料金体系等を纏めたリーフレットの送付や各地域の工業組合や原材料メーカー等からのJIS認証に係る講演依頼対応により、当法人の知名度向上に取り組んでいる。

5. おわりに

この10年間は、主に顧客満足度向上に注力してきた。今後もGJ-CASの改良や、JIS認証定期セミナーの充実等、サービス向上に向けた活動を継続する。

JISマーク表示制度の信頼性確保のためには、審査品質の維持・向上はもとより、認証工場と当センターの相互協力は不可欠であると考えている。公平性を維持しつつ、「審査は厳正に、対応は丁寧」をモットーに、引き続き適正な認証業務に取り組む所存である。

（認証部長 平井義行）